

平成30年6月5日  
四国電力株式会社

## 工事費負担金の誤精算に関する報告書の提出について

当社は、お客さまの事由により実施する設備工事については、託送供給等約款に基づき、お客さまに工事費の実費をご負担いただいております。このうち、撤去工事を伴う場合は、撤去資材の残存価額を差し引いて精算することとしておりますが、その状況について、国の電力・ガス取引監視等委員会より、平成27年度から29年度までの3か年を対象に報告するよう指示を受け、7件の工事で総額約40万円の誤精算があったことを確認し、5月11日、同委員会に報告しました。また、26年度以前の精算状況についても調査を進めることとしておりました。  
(5月11日お知らせ済)

その後、当社は、関係書類の保存期間である10年間(平成20年度以降)の追加調査を実施していたところ、5月16日付で、改めて電力・ガス取引監視等委員会より、類似事案の有無等を調査し6月5日までに報告するよう指示を受けたことから、本日、20件の工事で総額約220万円(至近3か年含む)の誤精算があったことなどを報告しました。

当社といたしましては、誤精算のあったお客さまに対してお詫び申し上げるとともに、速やかに再精算(返戻)の手続きを進めてまいります。また、本事案をお客さまの信頼を損なう重大な事態と受け止め、二度とこうしたことを起こさないよう、再発防止策の徹底に努めてまいります。

(別紙) 報告書の概要

以上

## 報告書の概要

## 1. 誤精算の内容

		件数	精算額	
平成 27 ~ 29 年度	特別高圧	7 件	約 40 万円	5月11日お知らせ済 } 今回追加
	高圧・低圧	2 件	約 80 万円	
平成 20 ~ 26 年度	特別高圧	11 件	約 100 万円	
	高圧・低圧	-	-	
合計		20 件	約 220 万円	

## 2. お客さまへの対応

返戻が必要なお客さまに事情のご説明とお詫びを行ったうえで、返戻手続きを実施する。

なお、5月11日に誤精算が判明していた7件のお客さまについては、既に返戻済みまたは返戻手続き済みであり、その他のお客さまについても可及的速やか（6月中目途）に返戻する。

## 3. 誤精算の原因および再発防止策

（原因）

- ・ 特別高圧の工事担当個所（工事費負担金の算定個所）において、残存価額の控除ルールに対する認識が十分でなかった。
- ・ お客さまとの契約担当個所において、工事担当個所から回付される資料に、撤去資材の有無を記載する欄がなかったため、控除漏れに気付かなかった。
- ・ 高圧・低圧における撤去資材のうち特殊品については、システム連係されず手計算で処理する必要があり、その際に担当者の計上漏れ・承認者の確認漏れが生じた。

（再発防止策）

- ・ 特別高圧の負担金工事における残存価額の控除ルールについて、既存マニュアルの記載内容を明確化した。
- ・ これまで統一様式がなかった特別高圧の工事費計算書に、撤去資材の有無や残存価額を記載する欄を設けた様式を新たに定め、工事担当個所と契約担当個所で、控除漏れがないようダブルチェックすることとした。
- ・ 高圧・低圧の工事費負担金計算システムにおいて、特殊品についても自動で算定できるよう変更する。
- ・ 本店主管部から現場組織の長に個別説明を行い、再発防止策の周知・徹底を図るとともに、今後、考査部門においてチェックを行う。

以上